

令和2年4月24日

## 新型コロナウイルス感染症関連ニュース Vol.4 (※R2.4.13以降カウント)

※会員専用及び県民向けHPにも掲載しております。

(一社) 島根県歯科医師会

次のとおり情報提供いたします。

4月20日付で「濃厚接触者」の定義に変更がございました。

これまでは、コロナウイルス感染者との濃厚接触は、感染者に発熱等の症状が出て以降の接触者に対し調査判断が行われてきました。今回の変更では、症状出現の「2日前」に遡って濃厚接触者が否かの調査が行われることとなります。

つきましては、会員各医院におきましては、標準予防策に基づき感染予防策の徹底を改めて確認していただき、今回の変更に備えていただきたく存じます。

なお、今回の変更を機に、筆記具等からの感染の可能性を排除するため、受診当日問診票の使用は中止していただきますようお願いいたします。

また、検温等の予診は、患者様への十分な理解を得たうえで引き続きの実施をお願いするところですが、聴き取りの際にはプライバシーの保護の点にも十分なお配慮をお願いいたしたく、スタッフの皆さまへもご周知下さい。

### 歯科診療時の新型コロナウイルス感染予防策について

- ・標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ・エアロゾルが発生する可能性のある手技を実施する場合は、N95マスク(またはDS2など、それに準ずるマスク)、眼の防護具(ゴーグル又はフェイスシールド)、ガウン及び手袋を装着すること。
- ・基本的にシューズカバーをする必要はないこと。
- ・个人防护具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。

### 標準予防策の徹底について

歯科医療に関連する一般歯科診療時の院内感染の予防策については、「一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針(第2版)」(別添資料・HP掲載)を参考にすること。

### 歯科診療実施上の留意点について

新型コロナウイルスについては、飛沫感染が主体と考えられており、標準予防策に加え、接触感染予防策、飛沫感染予防策が必要である。歯科診療においては、唾

液等の体液に触れる機会が多いことや歯の切削等によりそれらが飛散することがあるなどの特性に鑑み、感染拡大防止のため、以下の点に特に留意すること。

- (1) 歯科診療の実施前に、患者の状態について、発熱や咳などの呼吸器症状の有無や海外渡航歴等について確認すること。新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合については、速やかに「帰国者・接触者相談センター」にご相談いただくよう、患者に伝えること。
- (2) 診療室の定期的な換気を実施するとともに、診療の内容に応じて、感染リスクを減らすための対策を適切に行うこと。なお、歯科医師の判断により、応急処置に留めることや、緊急性がないと考えられる治療については延期することなども考慮すること。
- (3) 歯科診療を行う上での留意点については、関連学会から考え方が示されているので参考にすること。

## サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて

### サージカルマスクについて

- ・サージカルマスクを外す際には、マスクの外側を内側にして折りたたみ、接触感染を避けること。

長袖ガウン（アイソレーションガウン・長袖のプラスチックガウン等）について  
以下の場合に優先して使用するなど、使用機会に優先順位を設けること。

- ・血液など体液に触れる可能性のある手技。
- ・エアロゾルが発生するような手技

### ゴーグル及びフェイスシールドについて

複数の患者を診察する場合には、同一のゴーグルやフェイスシールドを継続して使用すること

- ・目に見えて汚れた場合は、洗浄及び消毒を行うこと。
- ・一度外した場合には、再度装着する前に洗浄及び消毒を行うこと。
- ・ゴーグルやフェイスシールドが損傷した場合（ゴーグルやフェイスシールドがしっかりと固定できなくなった場合、視界が妨げられ改善できない場合など）は廃棄すること。
- ・ゴーグルやフェイスシールドを外す必要がある場合は、患者のケアエリアから離れること。

使い捨てのゴーグルやフェイスシールドについても再利用すること。再利用の際には、適切な洗浄及び消毒を確実にすること

- (1) 手袋を装着したままの状態、ゴーグルやフェイスシールドの内側、次に外側を丁寧に拭くこと。

- ( 2 ) アルコール又は0.05%の次亜塩素酸を浸透させたペーパータオルやガーゼ等を使用して、ゴーグルやフェイスシールドの外側を拭くこと。
- ( 3 ) 0.05%の次亜塩素酸で消毒した場合、ゴーグルやフェイスシールドの外側を水又はアルコールで拭き、残留物を取り除くこと。
- ( 4 ) 清潔な吸収性タオルを用いて吸水することなどによりよく乾燥させること
- ( 5 ) 手袋を外した後は、手指の衛生を行うこと。

防護具がなくなったときの代替品について

長袖ガウン

・体を覆うことができ、破棄できるもので代替可（カップなど）。撥水性があることが望ましい。

ゴーグル及びフェイスシールド

・目を覆うことができるもので代替可（シュノーケリングマスクなど）

#### N95マスクの例外的取扱い

N95マスクについては以下の診療場面での使用を推奨しており、以下の場面以外では、サージカルマスク等を適切に使用すること

エアロゾルが発生するような手技を行う時

N95マスクについては以下の考え方にに基づき、可能な限り、効率的に使用すること。必要な場合は、有効期限に関わらず利用すること。

複数の患者を診察する場合に、同一のN95マスクを継続して使用すること

N95マスクには名前を記載し、交換は1日1回とすること。

KN95マスクなどの医療用マスクもN95マスクに相当するものとして取り扱い、活用するよう努めること（米国FDAは、KN95マスクなどの医療用マスクの使用方法に関して緊急使用承認（EUA）が与えられたところ。）

#### N95マスクの再利用法

- ・ 1人に5枚のN95マスクを配布し、5日間のサイクルで毎日取り替える再利用法
- ・ 新型コロナウイルス感染症はプラスチック、ステンレス、紙の上では72時間しか生存できないことが報告されていることから、N95マスクを1人につき5枚配布するとともに、使用したものを通気性のよいきれいなバッグに保管し、毎日取り替えて5日間のサイクルで使用すること
- ・ 目に見えて汚れた場合や損傷した場合は廃棄すること

以上

#### ◆参考資料（HP掲載）◆

- ・ 一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針（第2版）
- ・ 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第2版改訂版（ver.2.1））